

USPTO、国外の出願人等に対して米国代理人の選任を義務付ける方針を公表

2025年12月24日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、12月29日付の官報¹で、国外の特許²出願人・特許権者に対して、同庁に登録された米国代理人を介して手続を行うことを義務付ける方針を示し、その規則改正案について意見募集を開始する。

官報によれば、この規則改正案は、特許出願人・特許権者のうち1者以上が米国外に住所・主要な営業所を有する場合、出願の補正書、出願データシート(application data sheet)や応答書類、優先審査の申請などのUSPTOに対する各手続書類について、同庁に登録されている米国代理人による署名を必須とするものである。

ただし、最初の出願行為・出願手数料の支払いのほか、発明者による宣誓書³といった書面の提出は、特許出願人等本人が行うことができる。

USPTOは、本規則改正の必要性について、以下の4点を挙げて説明している。

- ① 多くの知的財産庁が国外の出願人等に対して現地代理人の選任を義務付けており、国際的な調和を図る必要があること
- ② 代理人を介さずになされた手続について、方式・手続的な要件の審査に追加的に多くのリソースが割かれ、審査の遅延につながっていることから、審査の効率化を図る必要があること
- ③ 国外の特許出願人等に対して、米国の法令・規則で定める特許に関する要件の順守を円滑に求められるようにする必要があること
- ④ 事業体資格の虚偽主張などを伴う不正出願を防止する必要があること

USPTOによれば、2022年度の米国外からの出願のうち、米国代理人を介さないものは1,217件（うち小規模・極小規模事業体によるものが1,102件）に留まることから、今般の義務付けによる実務的な影響は限定的であると考えられる。

なお、規則改正案に対する意見募集は、官報公告日から30日間、2026年1月28日まで受け付けられるが、規則改正に係るその後のスケジュールは公表されていない。

（以上）

¹ Required Use by Foreign Applicants and Patent Owners of a Patent Practitioner

² デザイン特許(意匠)、植物特許を含む

³ 37 C.F.R. § 1.63